

○中国地方整備局告示第七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和三年六月二十九日

中国地方整備局長 小平 卓

第1 起業者の名称 広島県

第2 事業の種類 県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路・広島県福山市野上町三丁目地内から同市熊野町字高下地内まで）及び県道熊野瀬戸線改築工事（広島県福山市熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内まで）並びにこれに伴う農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県福山市野上町二丁目及び三丁目、草戸町四丁目、三丁目、二丁目、字下山地、字中山地、字半坂、字鳥越、字堂ノ奥及び字替切、瀬戸町大字長和字王子原奥、字王子原池尻、字王子原、字小三郎、字矢迫奥、字梶ケ谷、字梓田奥細ケ谷、字梓田奥、字岡、字石田端、字藪田、字井手平、字宮串、字粟ケ谷及び字筒井、大字地頭分字虎及び字コウゲ畑並びに熊野町字高下尻、字高下、字佐鳥、字延谷、字田之尻及び字鳴地内
- 2 使用の部分 広島県福山市野上町二丁目及び三丁目、草戸町四丁目、三丁目、二丁目、字下山地、字中山地、字半坂、字鳥越、字堂ノ奥及び字替切、瀬戸町大字長和字王子原池尻、字王子原、字小三郎、字矢迫奥、字梶ケ谷、字梓田奥細ケ谷、字梓田奥、字岡、字石田端、字藪田、字井手平及び字筒井、大字地頭分字虎並びに熊野町字高下尻、字高下、字佐鳥及び字鳴地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県福山市野上町三丁目地内から同市熊野町字高下地内までの延長4.468kmの区間（以下「福山沼隈道路区間」という。）及び同市熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内までの延長0.848kmの区間（以下「熊野瀬戸線改築区間」という。）を全体計画区間とする「県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路）及び県道熊野瀬戸線改築工事並びにこれに伴う農業用

水路付替工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業のうち、「県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事(福山沼隈道路)及び県道熊野瀬戸線改築工事」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により分断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道福山沼隈線、県道福山鞆線及び県道熊野瀬戸線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定に基づき広島県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により広島県が道路管理者となること、起業者である広島県は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県道福山沼隈線は、広島県福山市水呑町地内の県道福山鞆線との交点を起点とし、同市沼隈町地内に至る延長9.680kmの路線であり、県道福山鞆線及び県道熊野瀬戸線と一部区間が重複している。

県道福山鞆線は、広島県福山市三吉町地内を起点とし、同市鞆町地内に至る延長14.835kmの路線である。

また、県道熊野瀬戸線は、広島県福山市熊野町地内を起点とし、同市瀬戸町地内に至る延長4.478kmの路線である。

本路線は、福山市中心部と沼隈町、鞆町及び熊野町を結ぶ主要幹線道路であることから、沿線地域の日常生活及び地域内の交流を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、県道福山鞆線の広島県福山市光南町三丁目地内から県道福山沼隈線の同市熊野町字鳴地内までの区間(以下「県道福山鞆線及び県道福山沼隈線現道」という。)は、洗谷三差路交差点と水呑大橋西詰交差点の2つのT字交差点が近接していることなどから、朝の通勤時間帯において交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和元年5月に起業者が実施した渋滞長調査によると、県道福山鞆線及び県道福山沼隈線現道の洗谷三差路交差点(沼隈町方面側)において最大渋滞長2,350m、最大通過時間16分19秒が確認されている。

また、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、県道福山鞆線及び県道福山沼隈線現道の一部区間による自動車交通量は、15,299台/日であり、混雑度は1.31となっている。

さらに、県道熊野瀬戸線の福山市熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内までの区間（以下「県道熊野瀬戸線現道」という。）は、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年広島県条例第 13 号。以下「広島県条例」という。）に定める車線数及び最小曲線半径を満たさない区間が存在し、当該区間において交通事故が発生しているなど、円滑な交通が妨げられている状況にある。

本件事業の完成により、福山沼隈道路区間及び熊野瀬戸線改築区間が県道福山鞆線及び県道福山沼隈線現道並びに県道熊野瀬戸線現道の通過交通等を分担することから、県道福山鞆線及び県道福山沼隈線現道における交通混雑の緩和が図られるほか、線形等の良好な道路が整備され、県道熊野瀬戸線現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、災害時の緊急輸送路としての機能も有するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成 31 年 1 月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、平成 27 年 3 月等に行った動植物に関する調査によると、福山沼隈道路区間及び熊野瀬戸線改築区間並びにそれらの周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B 類として掲載されているブッポウソウ、絶滅危惧 II 類として掲載されているセトウチサンショウウオ、ルイスツブゲンゴロウ等、準絶滅危惧として掲載されているスジヒラタガムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているガガブタ、イヌタヌキモその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、セトウチサンショウウオについては、生息地が改変されることから、工事前に固体を捕獲し工事影響を受けない適地へ移動することとしている。ルイスツブゲンゴロウ、スジヒラタガムシ等については、道路照明による誘引の影響が懸念されるため、誘引特性の小さい道路照明を採用することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、

必要な保全措置を講ずることとしている。

また、福山沼隈道路区間及び熊野瀬戸線改築区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 2 か所存在するが、このうち 1 か所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る 1 か所についても福山市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、広島県条例による第 3 種第 3 級の規格に基づき、バイパス方式及び現道拡幅方式により 4 車線及び 2 車線の道路を整備するとともに、広島県条例による第 4 種第 2 級の規格に基づき、2 車線の連結側道を整備する事業であり、その事業計画は、広島県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、福山沼隈道路区間の事業計画は、平成 13 年 3 月 29 日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。熊野瀬戸線改築区間におけるルートについては、市道熊野 10 号線及び県道熊野瀬戸線の拡幅ルート案、県道熊野瀬戸線の拡幅ルート案並びに申請案であるバイパス及び県道熊野瀬戸線拡幅による最短ルート案の 3 案による検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は事業費が高くなるものの、移転対象物件はなく、取得必要面積は最も少ないこと、交通規制により県道熊野瀬戸線現道の交通に与える影響が最も少ないため他の 2 案より施工性に優れていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、県道福山輛線及び県道福山沼隈線現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があること並びに県道熊野瀬戸線現道は道路の必要車線数が確保されておらず、線形不良区間も存在し、交通事故が発生しており、その機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福山市長より、上記の理由から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 広島県福山市役所

第 6 収用又は使用の手続が保留される起業地

広島県福山市瀬戸町大字長和字梶ケ谷、字梓田奥細ケ谷、字梓田奥、字岡、字石田端、字藪田、字井手平、字宮串、字粟ケ谷及び字筒井、大字地頭分字虎及び字コウゲ畑並びに熊野町字高下尻、字高下、字佐鳥、字延谷、字田之尻及び字鳴地内